

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年三月三十日會議議案



大正十四年三月三十日	決議
大正同年同月五日	公布
勅令第三七	號

商工省官制

勅令第 號

商工省官制

第一條 商工大臣ハ商工、鑛山及地質、度

量衡及計量並軍需調査統轄ニ關スル

事務ヲ管理ス

第二條 商工省ニ左ノ三局ヲ置ク

商務局

工務局

鑛山局

第三條 商務局ニ於テハ商事ニ關スル
事務ヲ掌ル

第四條 工務局ニ於テハ工業度量衡及
計量並軍需調査統轄ニ關スル事務ヲ
掌ル

五二

第五條 鑛山局ニ於テハ鑛山及地質ニ
關スル事務ヲ掌ル

第六條 商工省ニ中央度量衡檢定所ヲ
置キ度量衡器及計量器ノ檢定比較檢
査及試験其ノ他度量衡及計量ニ關ス
ル事務ヲ掌ラシム

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度

量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡檢
定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

中央度量衡檢定所長ハ商工技師支所
長ハ商工技師又ハ商工技手ヲ以テ之
ニ充ツ

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度
量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡

二三

檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ
得

第七條 商工省ニ地質調査所ヲ置キ地
質調査ニ關スル事項ヲ掌ラシム
地質調査所長ハ商工技師ヲ以テ之ニ
充ツ

第八條 商工書記官ハ專任十一人ヲ以

ヲ定員トス

第九條 商工省ニ商工事務官專任十七人ヲ置ク

商工事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工省ノ事務ヲ掌ル

前二項ノ職員ノ外工務局ノ事務ニ従事セシムル為商工大臣ノ奏請ニ依リ

關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ商工事務官ヲ命スルコトヲ得

第十條 商工省ニ統計官專任一人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工統計ヲ掌ル

第十一條 商工省ニ保險事務官專任三

人ヲ置ク

保険事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承
ケ保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 商工省ニ度量衡事務官專任
一人ヲ置ク

度量衡事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ
承ケ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌

ル

第十三條 商工省ニ商工技師專任五十
一人ヲ置ク

商工技師ハ奏任トス但シ内三人以内
ヲ勅任ト為スコトヲ得商工技師ハ上
官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十四條 商工屬ハ專任八十八人ヲ以

ヲ定員トス

第十五條 商工省ニ統計官補專任二人

ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承
ケ商工統計ニ従事ス

第十六條 商工省ニ保險事務官補專任

五人ヲ置ク

五六

保險事務官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ
承ケ保險ニ關スル事務ニ従事ス

第十七條 商工省ニ商工技手專任百十

八人ヲ置ク

商工技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承
ケ技術ニ従事ス

第十八條 商工省ニ取引所監督官及取

引所監督官補ヲ置ク

取引所監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、取引所監督官補ハ商工屬又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ニ従事ス

第十九條 商工省ニ鑛務監督官及鑛務監督官補ヲ置ク

鑛務監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、鑛務監督官補ハ商工屬又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警
察ニ關スル事務ヲ掌ル
鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛
業警察ニ關スル事務ニ従事ス

附則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス

大正十四年三月三十日會議議案



大正十四年三月二十日	決議
大正十四年四月五日	公布
勅令第三三八號	

農商務省官制廢止ノ件

參照添附